

平成18年度第2回「スタートアップ支援事業」助成金交付先の決定について

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、2月1日付けで「事業化助成金」の交付先を47件決定致しました。

今回の募集に当たっては448件の申請があり（倍率9.5倍）、18年度年間では第1回の51件と合わせ、計98件を助成金交付先として決定致しました。

1. 本制度は、優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者や中小企業者に対して、資金面での助成とともにビジネスプランの具体化・販路開拓などに向けたコンサルティングを併せて実施し事業化を支援するものです。
500万円を限度（申請事業に付帯する外国特許申請等に係る経費が有る場合300万円まで別枠で付加）として助成し、助成率は1/2以内です。（詳細は資料1）
2. 今回交付決定を受けた企業の事業分野は、47件中、機械・製造技術が12件と最も多く、情報・通信・コンテンツの8件、ライフサイエンス・バイオの7件の順となっています。（詳細は資料2、3、4）
3. 次回の募集は、平成19年5月頃実施する予定です。

本件に関するお問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

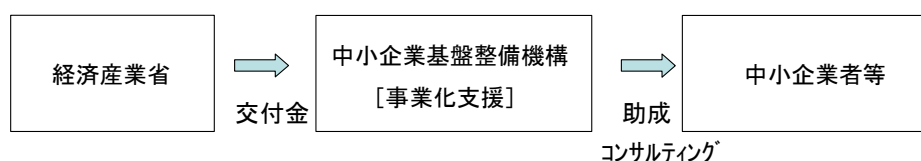
新事業支援部 新事業支援企画課（担当）徳田、船場

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル4階

電話：03-5470-1539（ダイヤルイン）

【制度概要】

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）は、平成16年度より、優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者又は中小企業者に対して、資金面での助成とともにビジネスプランの具体化・実用化・販路開拓に向けて、技術プロジェクトマネージャー等によるコンサルティング支援を実施し、事業化・市場化を支援しております。



【交付の対象】

1. 助成対象者

次に掲げる①から⑤の要件のいずれかに該当する者

- ① 現在事業を営んでいない個人で、交付決定日より1ヶ月以内に創業予定の個人
- ② 現在事業を営んでいない個人で、交付決定日より2ヶ月以内に中小企業である会社を設立予定の個人
- ③ 個人事業者
- ④ 中小企業者
- ⑤ 企業組合、協業組合

2. 助成金額・助成率

1件当たりの助成金額は、100万円から500万円以内

※申請事業に付帯する外国特許申請等に係る経費を対象に300万円まで別枠で付加

（助成率は1/2以内）

3. 助成事業期間

交付決定日から12ヶ月以内

4. 助成対象経費

- ① 機械リース料
- ② 外注加工費
- ③ 委託開発費
- ④ 技術導入費
- ⑤ 申請事業に従事した従業員・アルバイトの給与、賃金（役員は対象外）
- ⑥ 広告宣伝費
- ⑦ 市場調査費
- ⑧ 特許取得費（外国特許等取得費を含む）
- ⑨ イベントの出展費用 等